

改正労働者派遣法説明会のご案内

令和2年4月1日に施行される改正労働者派遣法により、派遣元事業主は、派遣労働者の公正な待遇を確保するため、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇の確保又は一定の要件を満たす労使協定による待遇の確保のいずれかの待遇決定方式により派遣労働者の待遇を確保しなければならないこととされております。

改正法では労働者派遣事業主等に新たな義務等が規定されていることから、施行日以降適正な事業運営が行えるよう、派遣元事業主を対象とした標記説明会を下記のとおり開催しますので、是非ともご参加頂きますようご案内いたします。

なお、開催準備の都合上、参加申込は**令和2年1月31日(金) までに**、別紙の「改正労働者派遣法説明会参加申込書」により、ファックスにてご連絡頂きますようお願いいたします。

また、会場の都合により定員に達した時点で受付は終了とさせていただきます。

- | | |
|-------|---|
| 1 日 時 | 令和2年2月14日(金) 13時30分から15時30分
(受付13時00分～) |
| 2 場 所 | 高松サンポート合同庁舎 アイホール
高松市サンポート3番33号 アイプラザ 2階 |
| 3 議 題 | 4月施行！派遣労働者の「同一労働同一賃金」 |

お申込及びお問合せ先

香川労働局 需給調整事業室 担当：中山・長柄
T E L : 087-806-0010 F A X : 087-811-8934

ご注意！

セミナーに参加される場合は、合同庁舎駐車場のご利用はできません。
公共交通機関をご利用いただくか、お近くの有料駐車場をご利用ください。

別紙

改正労働者派遣法説明会参加申込書

日時：令和2年2月14日（金）13時30分から15時30分
（受付13時00分～）

場所：高松サンポート合同庁舎アイプラザ2F アイホール

事業所名 _____

所在地 _____

連絡先電話番号 _____

*氏名等は記載しないでください。

参加希望の場合には、令和2年1月31日（金）までにFAXにて申込をお願いします。
なお、ご参加は会場等の都合により、原則として1名に制限させていただきます。

お申込及びお問合せ先

ファックス番号 **087-811-8934**

〒760-0019

高松市サンポート3-33
高松サンポート合同庁舎3F
香川労働局 需給調整事業室
担当：中山・長柄
電話：087-806-0010

ご注意！

セミナーに参加される場合は、**合同庁舎駐車場のご利用はできません。**
公共交通機関をご利用いただくか、お近くの有料駐車場をご利用ください。